

大村市告示第201号

市立大村市民病院運営市民会議設置要綱を次のように定める。

平成20年7月9日

大村市長 松本 崇

市立大村市民病院運営市民会議設置要綱

(設置)

第1条 市立大村市民病院の管理及び運営に関する事項について調査審議するため、市立大村市民病院運営市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 市民会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 病院経営について専門的知識を有する者
- (3) 公認会計士又は税理士
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 市民会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 市民会議は、その会議の結果等を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後最初に開かれる市民会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (令和2年3月16日大村市告示第39号)

この告示は、公表の日から施行する。